

こんなときには、  
こんな手続きが必要です

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人が加入する制度です。下に記載したいずれかに該当するときは、国民年金課または彦根年金事務所での手続きが必要です。

**国民年金被保険者の種別**  
**第1号被保険者**：…自営業者、学生など、日本国内に住む20歳以上60歳未満の人  
**第2号被保険者**：…厚生年金保険、共済年金に加入している人で、原則65歳未満の人  
**第3号被保険者**：…第2号被保険者に扶養されている配偶者で、20歳以上60歳未満の人

▼20歳になったとき  
(誕生日の前日)

会社員(厚生年金の加入者)、公務員(共済年金の加入者)などは除きます。

▼会社などを退職したとき  
被扶養者がいる場合は、配偶者の人の届出も必要です。

▼第2号被保険者の被扶養配偶者でなくなったとき  
収入が増えたとき、離婚したときなどが該当します。

▼住所、氏名が変更になったとき(第2号、第3号被保険者を除く)  
国民年金課で届出をしてください。

▼短期在留外国人の脱退一時金制度  
日本国籍を有しない人が、日本の国民年金、厚生年金に加入し、年金の受給権を得ないまま帰国した場合、帰国後

2年以内に、脱退一時金を請求することができます。国民年金の脱退一時金を受け取るためには、第1号被保険者として保険料を納めた月数が6か月以上必要です。厚生年金の脱退一時金を受け取るためには、厚生年金の保険料を納めた月数が6か月以上必要です。

なお、脱退一時金の額は、納めた月数および保険料額により異なります。

**問い合わせ先** 彦根年金事務所  
 所 ☎23-1114番、FAX 23-9038番

**平成22年度ごみ等収集カレンダーを配布します**

**市清掃センター**  
 4月1日(木)からの「平成22年度ごみ等収集カレンダー」を広報ひこね3月1日号と同封で配布しますので、大切に保管してください。

なお、市清掃センター、衛生環境課(市役所1階)、支所各出張所でもお渡ししています。また、彦根市ホームページにも3月中旬ごろに掲載する予定です。

**問い合わせ先** 市清掃センター  
 ☎22-2734番、FAX 24-7787番

**3月から、彦根犬上広域行政組合が新しく「彦根愛知犬上広域行政組合」に変わります**

彦根犬上広域行政組合は、彦根市、豊郷町、甲良町および多賀町の1市3町により、火葬場(紫雲苑)および一般廃棄物最終処分場(中山投棄場)の運営を共同で処理する目的で設置されている一部事務組合です。

この彦根犬上広域行政組合は3月から、新たに愛荘町が加入した1市4町の構成となり、組合の名称が「彦根愛知犬上広域行政組合」に変わります。

共同処理する事務は、下の表のとおりです。火葬場および一般廃棄物最終処分場に関するものは、これまでと変わりません。しかし、「新しいごみ処理施設の設置等に関すること」について、愛荘町が加入した1市4町により、新たに取り組んでいくこととなりました。

**問い合わせ先** 彦根愛知犬上広域行政組合事務局(豊郷町)  
 ☎35-0015、FAX35-4711  
 ※問い合わせ先は3月1日からのものになります。

共同処理する事務	関係市町
①火葬場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 豊郷町 甲良町 多賀町
②最終処分場の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町
③新しいごみ処理施設(共同でごみ処理を行うために新たに建設する施設)の設置および管理運営に関する事務	彦根市 愛荘町 豊郷町 甲良町 多賀町

落した場合には、追加の補てんも行います。

▼交付金を受けるためには、加入申請書、交付申請書などの提出が必要になります。

▼申込みは4〜6月、支払いは12〜3月になります。

**問い合わせ先** 近畿農政局彦根農政事務所地域第二課  
 ☎0749-52-5090番  
 市農林水産課 ☎30-6118番、彦根市地域水田農業推進協議会事務局 ☎28-4160番

**平成21年度彦根市水道事業 事業評価報告書を公表しました**

彦根市の水道事業については、平成16年度に「彦根市水道事業中期経営計画」を策定し、現在、これに基づき経営を進めています。この計画の取り組みの一つとして、公募委員や有識者で構成する、「彦根市水道事業評価委員会」を設置し、事業評価制度を実施しています。

この事業評価制度は、水道事業を市の外部から評価し、その結果を公営企業としての経営に活かすためのものです。

平成21年度において、合計5回の委員会を開催し、平成20年度事業についての評価結果を「平成21年度彦根市水道事業 事業評価報告書」としてまとめました。

この評価報告書は、市役所1階情報公開コーナーまたは、市役所2階の水道部窓口でご覧いただけるほか、彦根市ホームページにも掲載しています。ご覧ください。

**平成22年度水質検査計画を策定しました**

水道部では、より良質で安全な水道水を供給するため、水質検査の項目や回数を定めた「水質検査計画」に基づいて水質を検査しています。今回、平成22年度の計画を策定しましたので、市民の皆さんに公表します。

公表場所 情報公開コーナー(市役所1階)、支所・各出張所のほか、彦根市ホームページにも掲載します。

**問い合わせ先**  
 事業評価報告書について 水道部業務課 ☎22-2722番、FAX 24-4054番  
 水質検査計画について 水道部浄水場 ☎22-3324番、FAX 23-6067番、Eメール: ooyabu-jou@ceres.ocn.ne.jp

**Brasilia ようこそ!**



**第8回 温泉**

先月、いろいろな国から来ている外国人青年招致事業参加者(語学指導助手および国際交流員)の研修があり、そこでフランス出身の国際交流員から『日本で混浴に入ったことありますか?』と聞かれ、びっくりしました。

日本の温泉に入ることさえかなり勇気のいることなのに、混浴はなかなかできない体験だと思いました。

ブラジルに温泉がないわけではありません。ただ、ブラジルの温泉は、お湯の温度が日本ほど高くなく、

温かいプールのようなものです。ですから、露天風呂という表現はありません。男女別々ではないので『混浴』ともいえますが、全員水着を着用しているので日本とは違う感覚だと思います。

温泉は、ブラジル全土にあるわけではなく、雨水が地下にある岩などに当たっていくうちに熱くなり、蒸発したものが地下水と混ざったものが出てくる場所に限り温泉があります。ポルトガル語で温泉のことを *termas quente*、あるいは *テルマス* といいます。しかし、ブラジルの中でも日本の文化が普及し、リゾート地などでお風呂がはやっている地域もあります。銭湯という意味ではなく、一人が入るくらいのお風呂でリラックスできるもので、呼び方も日本語のまま、『Ofuro』です。ただし、ワイン、チョコやコーヒーの香りがする風呂になっていたりします。

【彦根市国際交流員 平田エジナ】